**会　　議　　録**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称 | | 令和３年度　第３回守谷市国民健康保険運営協議会 | | | |
| 開催日時 | | 令和４年３月２４日（木）  開会：午後１時１５分　　　閉会：午後２時００分 | | | |
| 開催場所 | | 市役所議会棟２階　全員協議会室 | | | |
| 事務局（担当課） | | 保健福祉部　国保年金課 | | | |
| 出  席  者 | 委　員 | 西連地委員、染谷（桂）委員、青木委員、浅野委員、須賀委員、  箱崎委員、染谷（光）委員、柴田委員、森田委員、澤田（由）委  員、澤田（康）委員　　　　　　　　　　　　　　　計　１１名 | | | |
| 市職員 | 松丸市長、椎名保健福祉部長、森山国保年金課長、椎名国保年金課長補佐、鈴木係長、酒井主事　　　　　　　　　　計　　６名 | | | |
| 公開・非公開  の状況 | | ■公開　　□非公開　　□一部公開 | | 傍聴者数 | １人 |
| 公開不可の場合はその理由 | |  | | | |
| 会 議 次 第 | | １　開会  ２　会長あいさつ  ３　市長あいさつ  ４　感謝状贈呈  ５　報告事項  守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  ６　その他  ７　閉会 | | | |
|  | | | | | |
| 確　定　年　月　日 | | | 会　議　録　署　名 | | |
| 令和４年５月２３日 | | | 会 長　　西 連 地　利 己 | | |

**審　議　経　過**

|  |
| --- |
| **１　開　会** |
| 事務局　令和３年度第３回国民健康保険運営協議会を開催する旨を宣言し、出席委員１１名であり、過半数に達しているため会議は成立する旨を報告した。なお、傍聴希望者は１名。 |
| **２　会長あいさつ** |
| 西連地会長あいさつ |
| **３　市長あいさつ**  松丸市長あいさつ |
| **４　感謝状贈呈**  平成２７年４月から令和４年３月までの７年間、当運営協議会の委員として御尽力いただいた須賀委員へ市長から感謝状の贈呈を行った。 |
| **５　報告事項**  **議事内容(要旨)**  守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  事務局　令和４年３月定例議会において、「守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が３月１６日可決した。  趣旨と改正の内容についての説明は次のとおり。  全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和４年４月１日から導入されることにより、国民健康保険税について未就学児に係る均等割額の減額措置が導入された。  茨城県国民健康保険運営方針において、令和４年度から県内市町村の国民健康保険税の賦課方式を所得割と均等割の２方式に統一する改訂が行われたことに伴う所要の改正を行った。  （１）未就学児にかかる均等割額の減額については、子育て世代の経済的負担軽減の観点から６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者、いわゆる未就学児の均等割額を５割減額。   1. 賦課方式の変更による税率改正については、収入に対して賦課され   る所得割、１人当たりに賦課される均等割、世帯で賦課される平等割の３方式から所得割と均等割の２方式に変更することに伴い、国民健康保険を運営するために必要な額を収納するための税率に変更。   1. 小学生から高校生相当の者にかかる均等割の減免については、賦課   方式変更に伴い多子世帯の負担軽減のために新設される県交付金を活用して７歳に達する日の属する年度から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者の均等割の５割を減免。  小学生から高校生の５割減免を検討している市町村は２月１８日現在、県内４４市町村中２４市町村。  ４ページの国民健康保険の税率については、第２回国民健康保険運営協議会において諮問し、答申を受けた税率等に変更。  医療分については、所得割を６．９％から６．０％に減額、均等割については、２４，０００円から２７，０００円に増額しますが、平等割２２，０００円を廃止。  後期分については、所得割を２．２％から２．６％に増額、均等割については、９，０００円から１２，０００円に増額しますが、平等割９，０００円を廃止。  介護分については変更なし。  ５ページは医療分の軽減のイメージを表示。  ６ページは所得金額を２００万円と設定した場合の世帯人数と介護分の有り無しで、現行と改正後を比較した場合の増減。３人世帯以上は未就学児がいる場合になる。  守谷市の世帯構成は８９．９２％が、２人世帯以下で９８．９６％が４人世帯以下。  今回の改正においては、世帯員や所得割に変更が無い場合、現行と比較すると減額となる。ただし、地方税法の改正に伴う国民健康保険税の改正において限度額世帯が医療分で６３万円から６５万円、後期高齢者支援分が１９万円から２０万円に増額となることから、限度額世帯については増額となる場合がある。  箱崎委員　軽減に伴う減収分は、どのような形で補填されるか伺いたい。  事務局　　未就学児については、国が２分の１、県が4分の１、市が4分の１という形で、交付金などで補填される。  会長　　　庁議とか議会での議論の中で何か意見があったのか。  事務局　　特に反対の意見はいなかった。制度改正に伴い、市の財源の持ち出しはどう変わるのかという財源に関する質問があり、軽減分の金額によって財源の負担が、市、県、国であるので、今回の改正によって、均等割の金額が、以前の平等割と均等割の合計額より減っている関係で、それに対する軽減分の市の負担というものは、減少すると説明をした。  **６　その他**  箱崎委員　以前お願いをした、人間ドックの補助を増額することについて、検討した結果を教えてほしい。  事務局　　保健事業は力を入れるべきと考える。今後も継続して検討する。  **７　閉会**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上　午後２時００分終了 |